

第 9888 第 8 卷

昭和 61 年 2 月 2 日

(第 7 号)

長 市 主 幹

田 林 田

長 離 会 離 市 主 幹

堀

民 市 田 森

長 員 委 員 會 委 育 養 市 主 幹

民 味 林 木

明 吉 人 下 山 員 委 查 證 市 主 幹

明 吉 栄 昌 林 同

昭和 60 年 0 月 0 日 第 8 卷 第 9888 号

(第 7 号)

昭和 61 年 2 月 2 日 第 8 卷 第 9888 号

昭和 61 年 2 月 2 日 第 8 卷 第 9888 号

昭和 60 年度

第 7 回

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

教育委員会学校給食課

2. 監査の範囲

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 60 年 11 月 30 日までの間に
執行された財務に関する事務

3. 監査の実施期間

昭和 60 年 12 月 23 日から昭和 61 年 1 月 24 日まで

4. 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた学校給食課、学
校給食センターにおける事務が法令等に基づいて、適正かつ効
率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項に
ついて監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 学校給食に関する事務について

(3) 備品の管理状況について

(4) 学校給食センター運営審議会について

Ⅱ 監査の結果

予算の執行状況及び事務処理、学校給食事業の運営等について関係諸帳簿類の試査及び確認をし、逐次聴取した結果、おおむね適正に処理されていると認められる。

以下、若干の是正改善を必要とする事項が見受けられたので、本報告を参考とし、今後の事務処理にあたっては、十分留意されたい。

1. 学校給食課の事務分掌は次のとおりである。

(1) 給食第一係

- ア 学校給食計画に関する事。
- イ 給食用物資の購入、あつせん及び管理に関する事。
- ウ 献立の作成に関する事。
- エ 調理技術の研究、指導に関する事。
- オ 学校給食センターの指導及び連絡に関する事。
- カ 学校給食センターの運営審議会に関する事。
- キ 学校給食職員の保健衛生に関する事。
- ク 学校食給関係の諸調査及び統計に関する事。
- ケ 課内庶務に関する事。
- コ その他学校給食に関する事。

(2) 給食第二係

- ア 学校給食計画に関する事。
- イ 給食用物資の購入、あつせん及び管理に関する事。

- ウ 献立の作成に関する事。
- エ 調理技術の研究指導に関する事。
- オ 学校給食センターの指導及び連絡に関する事。
- カ 学校給食職員の保健衛生に関する事。
- キ その他学校給食に関する事。

2. 職員の配置状況は次のとおりである。

区分	職名	課長	係長	主事	作業員	栄養士	計
学 校 給 食 課		1	2	1	22	3	29
	給食第一係	—	1	1	13	2	17
	給食第二係	—	1	—	9	1	11

注： 栄養士は都の職員

学校給食センター所長は学校給食課長・副所長は

給食第一・二係長兼務

3. 予算の執行状況について

予算の執行状況は、別表1「予算執行状況に関する調べ」のとおりであり、一部執行率の低いものもあるが、これは今後執行する予定のものであり、おおむね適正に執行されている。

(1) 超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給状況について

超過勤務及び特殊勤務手当の計数は適正であつた。

(2) 物品の購入及び委託料等の支払い事務について

福生市財務規則第84条の2の規定による契約の特例で所

管課長に委任してある、1件5万円未満の物品の購入について、見積り合せをせず石けん、殺菌剤等購入されていた。

福生市財務規則第84条の規定により、見積書の徴取はなるべく二人以上から徴しなければならないと規定してある。特命随意契約は地方自治法施行令第167条の2の規定により制約されている。できる限りこれ等の規定に則り契約することが望ましい。特に年度間大量に購入する物品等については、年度間の単価契約を結ぶなりして、必要の都度発注すれば良いと思われる。今後十分所管課に委任してある契約事務については、留意されたい。

4. 学校給食に関する事務について

給食事業は、年間の給食事業実施計画に基づき、毎月の献立計画、栄養量、献立バランス等総合的に配慮して適切に行われている。給食に従事する職員等の衛生管理、衛生に関する講習等も計画的に実施されており、給食事業の運営は適切である。

給食材料費は、保護者負担となつているが、限られた費用を、尚一層有効に活用されることを望みたい。

5. 備品の管理状況について

備品台帳の記録はされていたが、備品と台帳との照合が不十分のため、現在有る物か無い物か確認できなかつた。現有数の把握は適確にするよう努力されたい。

6. 学校給食センター運営審議会等について

学校給食センター運営審議会は、小中学校長、PTA会長、保健所職員等21名で構成されている。

運営審議会は、学校給食法に定める学校給食費の保護者負担に関する給食費の予算、決算、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること。また、給食センター運営の基本方針について意見を述べること等の審議する機関である。

給食材料の購入は、毎年度当初、業者の登録をしたものから、毎月の献立により登録業者から見積りを取り、随意契約により購入をしている。

現在、登録業者は48社である。

項目	行年		年度	説明
	額	率		
学校給食費	247	21	0	
1 学校給食費	20	61	0	
1 学校給食費	20	61	0	

別表1

予算執行状況に関する調べ（一般会計）

歳入

（昭和60年11月30日現在） 単位：円

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		説 明
	予 算 額	繰越事業繰越財 源 充 当 額	計			予算対比 (%)	調定対比 (%)	
11 財 産 収 入	158,781,000	0	158,781,000	133,776,065	133,776,065	84.3	100	
2 財 産 売 払 収 入	125,000	0	125,000	240,632	240,632	192.5	100	配送車売払 12,000
2 物品売払収入	125,000	0	125,000	240,632	240,632	192.5	100	連絡車売払 5,000

歳出

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	翌年度 繰越額	説 明
	予 算 額	繰越事業繰越財 源 充 当 額	計					
10 教 育 費	2,478,159,000	0	2,478,159,000	1,291,286,547	1,186,872,453	52.1	0	
4 学 校 給 食 費	202,428,000	0	202,428,000	113,493,334	88,934,666	56.1	0	
1 学校給食費	202,428,000	0	202,428,000	113,493,334	88,934,666	56.1	0	

別表 2

学校給食実施延人員及び回数調べ

学校別	月	4	5	6	7	9	10	11	計
第 一 小		8,815人 (14)回	14,107人 (19)	13,890人 (19)	8,868人 (12)	10,971人 (15)	14,337人 (21)	13,981人 (19)	84,969人 (119)
第 二 小		9,195 (14)	15,431 (20)	15,659 (20)	9,471 (12)	11,712 (15)	14,137 (18)	15,066 (19)	90,671 (118)
第 三 小		9,967 (14)	15,383 (20)	16,603 (20)	10,326 (12)	12,899 (15)	16,330 (20)	16,005 (19)	97,513 (120)
第 四 小		4,931 (13)	10,025 (21)	9,077 (19)	5,774 (12)	7,132 (15)	8,592 (19)	9,459 (19)	54,990 (118)
第 五 小		5,779 (14)	10,949 (21)	10,123 (19)	6,374 (12)	7,890 (15)	10,507 (20)	9,976 (19)	61,598 (120)
第 六 小		6,671 (14)	11,765 (20)	11,368 (19)	7,177 (12)	8,827 (15)	11,185 (20)	11,199 (19)	68,192 (119)
第 七 小		8,226 (14)	14,670 (21)	13,597 (19)	8,349 (12)	10,696 (15)	14,299 (21)	13,962 (20)	83,799 (122)
小 学 校 合 計		53,584 (97)	92,330 (142)	90,317 (135)	56,339 (84)	70,127 (105)	89,387 (139)	89,648 (134)	541,732 (836)
小 学 校 平 均		7,655 (14)	13,190 (20)	12,902 (19)	8,048 (12)	10,018 (15)	12,770 (20)	12,807 (19)	77,390 (119)
第 一 中		7,567 (9)	11,819 (15)	9,976 (13)	4,801 (7)	10,138 (12)	13,823 (17)	15,787 (19)	73,911 (92)
第 二 中		9,204 (10)	15,640 (17)	16,111 (19)	9,807 (11)	12,878 (14)	15,085 (18)	16,237 (18)	94,962 (107)
第 三 中		5,522 (11)	8,877 (18)	8,607 (18)	6,031 (12)	8,001 (16)	9,488 (19)	9,299 (19)	55,825 (113)
中 学 校 合 計		22,293 (30)	36,336 (50)	34,694 (50)	20,639 (30)	31,017 (42)	38,396 (54)	41,323 (56)	224,698 (312)
中 学 校 平 均		7,431 (10)	12,112 (17)	11,565 (17)	6,880 (10)	10,339 (14)	12,799 (18)	13,774 (19)	74,899 (104)

中学校においてはミルク給食のみ実施。()は実施回数を示す。

昭和 60 年度
第 8 回

定期監査報告書

教育委員会 社会教育課

市民体育館

福生市監査委員



昭和60年度
福監発第 3640 号
昭和61年3月31日

定期監査結果報告書

福生市長

田 村 匡 雄

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市教育委員会委員長

木 村 和 男

福生市監査委員 山 下 久 吉印

同 村 尾 栄 次印

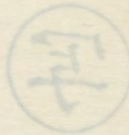
昭和60年度第8回定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により、定期監査を行つたので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

社会教育事務について

地域会館の管理運営(もくせい、田園会館を除く。)について

社会体育事務について



号 0108 第 8 回
日 18 月 8 年 10 味 酉

長 市 主 野
田 林 田
長 務 会 議 市 主 野
森 田 市
長 員 委 会 員 委 育 務 市 主 野
木 林 味 民

山 不 人 吉 員 委 查 監 市 主 野
林 員 榮 大 同

果 議 の 査 監 限 定 回 8 第 第 年 0 3 味 酉
(告 辨)

査 監 限 定 , の ち 財 政 の 取 8 第 第 年 0 3 味 酉
告 辨 は ち の ち 果 議 の 予 , の ち 基 財 政 の 取 8 第 第 年 0 3 味 酉

昭和 60 年度
第 8 回

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

教育委員会社会教育課・市民体育館

2 監査の範囲

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 60 年 11 月 30 日までの間に
執行された財務に関する事務。

3 監査の実施期間

昭和 60 年 12 月 23 日から 1 月 24 日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、社会教育課・市民体育館における
事務が、法令等に基づいて適正かつ効率的に、執行されている
かどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 備品の管理状況について
- (3) 社会教育事務について
- (4) 地域会館の管理運営（もくせい・田園会館を除く。）につ
いて
- (5) 社会体育事務について

(6) 社会体育施設（市民体育館を除く。）の管理運営について

(7) 市民体育館事務について

(8) 市民体育館の管理運営について

Ⅱ 監査の結果

すべての市民があらゆる機会、場所において、社会教育活動を進めて行くことは、市民生活の充実、地域の向上につながるものといえる。

社会教育課、市民体育館は、その環境の整備、活動の場と機会の提供をすることにあり、関係職員の努力により順調に推進されていることを評価したい。

今回行つた定期監査の結果、財務に関する事務処理については、総体的におおむね良好と認められた。

然しながら、なお、一部に是正改善を必要とする事項が若干見受けられたので、今後の事務処理にあたつては、十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1 社会教育課・市民体育館の事務分掌は、次のとおりである。

(1) 社会教育課

① 社会教育係

ア 社会教育計画に関する事

イ 社会教育委員及び文化財保護審議会委員に関する事

ウ 社会教育団体の育成及び必要な援助に関する事

エ 社会教育の教材教具の貸出しに関する事

オ 青少年問題協議会に関する事

カ 青少年及び成人教育の計画指導に関する事

キ 文化財に関する事

ク 社会教育に係る諸調査及び統計に関する事

ケ 課内庶務に関する事

コ その他社会教育に関する事

② 社会体育係

ア 体育指導委員に関する事

イ 社会体育団体の育成及び必要な援助に関する事

ウ 社会体育及びレクリエーションの計画、実施及び指導に関する事

エ 社会体育施設（市民体育館を除く。）の管理運営に関する事

オ 学校施設の目的外使用許可に関する事

カ その他社会体育に関する事

(2) 市民体育館

ア 体育館の公印の管守に関する事

イ 体育館の文書の収受及び発送に関する事

ウ 体育館の予算の経理、物品の出納及び保管に関する事

エ 体育館の施設、備品の貸与、管理及び警備に関する事

オ 体育館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事

カ 社会体育団体の育成及び必要な援助に関する事

キ 社会体育及びレクリエーションの企画実施並びに指導に
すること。

ク その他体育館の管理にすること。

(3) 地域会館

ア 会館の公印の管守にすること。

イ 会館の文書の収受及び発送にすること。

ウ 会館の予算の経理、物品の出納及び保管にすること。

エ 会館の施設、備品の貸与、管理及び警備にすること。

オ 会館の使用料の徴収、減免及び還付にすること。

カ 地域の公共的団体の連絡調整及び援助にすること。

キ 前各号のほか、会館の運営にすること。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

区分	職名	課長	係長	主事	主事補	計
社会教育課		1	2	7	—	10
	社会教育係	—	1	4	—	5
	社会体育係	—	1	3	—	4
市民体育館		—	1	5	—	6
地域会館		—	—	8	—	8
	わかぎり会館	—	—	2	—	2
	わかたけ会館	—	—	2	—	2
	松林会館	—	—	2	—	2
	白梅会館	—	—	2	—	2
	扶桑会館	—	—	—	—	—
	かえで会館	—	—	—	—	—
計		1	3	20	—	24

※ 市民体育館長は、社会教育課長兼務
地域会館のうち

わかぎり、わかたけ会館長は、図書館長兼務

松林、白梅会館長は、公民館長兼務

扶桑、かえで会館長は、社会教育課長兼務

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は、別表1「予算執行に関する調べ」のとおりであり、概ね適正に執行されていると認められるが、なお、若干の留意点が見受けられたのでその概要について記述する。

(1) 歳入について

ア 本年度開設した福生市営競技場の収入は、当初予算計上額855千円であつたが、収入額は11月末現在524千円、収入率61.3%である。

当初の予測より収入額が少なくなっている、これは開設初年度であつたこと、天候の不順等によるものと思われるが来年度以降は適切な予算の計上を図られたい。

(2) 歳出について

ア 前途金について

前途金は、おおむね適切に執行されているが、前途日から精算日までの日数が長期に亘るものが見受けられた。

要件終了後は、直ちに精算されたい。

イ 超過勤務手当について